

資料 1

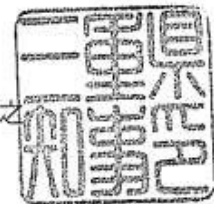
環生第17-508号

三重県環境審議会

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第2条第11号の規定に基づく指定施設（騒音・振動）の見直しを含めた規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和4年3月1日

三重県知事 一見勝



諮問理由

長野県知事から内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、圧縮機（塗料の吹き付けや空気圧を利用した工具等に用いられるコンプレッサー）の性能が向上している一方、「騒音規制法及び振動規制法（以下「法」という。）」の規制基準は長い間改正されていないとして、技術革新を踏まえた規制基準の見直しを行うよう要望がなされました。これを受けて環境省は、学識経験者等で構成する検討会での審議を踏まえ、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の圧縮機については、生活環境保全上問題ないものとして規制対象外とし、令和3年12月24日に法施行令の改正を行い、令和4年12月1日から施行されることとなりました。

県では、公害の防止、環境への負荷低減等を図るため、三重県生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則（以下「規則」という。）において「指定施設」を定め、各種法令で規制対象となっていない施設の規制を行っています。

条例及び規則では、法に基づく指定地域以外に設置する圧縮機を「指定施設」として規制しています（工業用専用地域を除く）。今回の法施行令改正により、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の圧縮機については、同じ施設であっても法と条例で規制対象に不整合が生じることから、条例における規制のあり方について、貴審議会に意見を求めるものです。

騒音規制法・振動規制法施行令及び県条例との比較

・騒音

| 特定施設 | | 指定施設 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 法施行令（改正前） | 法施行令（改正後） | 規則 |
| 空気圧縮機 及び 送風機（原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。） | 空気圧縮機（ <u>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、</u> 原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。） 及び 送風機（原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。） | 空気圧縮機（定格出力が7.5kW 以上のものに限る。） |

・振動

| 特定施設 | | 指定施設 |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 法施行令（改正前） | 法施行令（改正後） | 規則 |
| 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。） | 圧縮機（ <u>一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、</u> 原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。） | 圧縮機（定格出力が7.5kW 以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。） |

【参考】 県条例で定める「指定施設」について

県条例第2条第11号

工場等に設置される施設のうち、ばい煙、炭化水素系物質、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であって規則で定めるものをいう。

<規則で定める指定施設>

| | |
|----|---------------------------------------|
| 騒音 | 空気圧縮機、金属製品の製造又は加工の用に供するせん断機など、35種類の施設 |
| 振動 | 圧縮機、金属製品の製造又は加工の用に供するせん断機など、22種類の施設 |